

平成 25 年 12 月 18 日

**重要**

## 証券優遇税制（軽減税率）終了のお知らせ

公募株式投資信託の収益分配金や換金時の譲渡益等に係る税金が本則税金に戻ります。

### ◎上場株式等の軽減税率の廃止◎

平成 25 年 12 月 31 日をもって、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率 10%（所得税 7%、住民税 3%）が廃止され、本則税率である 20%（所得税 15%、住民税 5%）になります。それに合わせ平成 26 年 1 月から少額投資非課税制度（NISA 制度）が導入されます。

なお、軽減税率の適用は、平成 25 年 12 月 31 日（受渡ベース）までの取引が対象となります。軽減税率が適用になる売却最終日は、銘柄により異なりますので、詳しくはお取引本支店までお問い合わせください。

その他、税制変更に関する詳細は日本証券業協会ホームページ等でご確認ください。

(⇒[証券税制の軽減税率\(10%\)の廃止のお知らせ：日本証券業協会 HP](#))

※平成 25 年から平成 49 年まで所得税額に対して 2.1%の復興特別所得税が課税されます。

	～平成 25 年 12 月 31 日	平成 26 年 1 月 1 日～
公募株式投資信託の収益分配金や譲渡益などに対する（実質的な）税率	10.147% （所得税および復興特別所得税 7.147%、住民税 3%）	20.315% （所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）
		少額投資非課税制度 適用分は非課税

以上